

第百十三号議案

例 仙台市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例

仙台市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）第三十八条第三項及び第四十五条第一項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第三条 雨水貯留浸透施設の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- 三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない施設にあつては、規模）及び構造の概要
- 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長の許可を要する旨
- 五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- 六 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第四条 保全調整池の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
- 二 保全調整池の容量及び構造の概要
- 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長に届け出なければならない旨
- 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
- 五 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。
(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百十四号議案

仙台市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

仙台市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

仙台市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成十八年仙台市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条」を「第二十六条の八」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を考慮し、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百十五号議案

仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例（平成二十七年仙台市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。

附 則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

理 由

森林環境税の賦課徴収又は森林環境税に関する調査に関する事務に係る個人番号の部内利用について定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百十六号議案

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項本文中「においては」を「には」に、「同条同項本文」を「同項本文」に、「によって」を「により」に改め、「均等割額」の下に「これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次条第三項において同じ。」を加え、同項ただし書中「によって」を「により」に改める。

第二十二条第一項及び第三項中「によって」を「により」に改める。

第二十四条第七項中「附則第十五条第十五項本文」を「附則第十五条第十四項本文」に改め、同条第八項中「附則第十五条第二十六項第一号」を「附則第十五条第二十五項第一号」に改め、同条第九項中「附則第十五条第二十六項第二号」を「附則第十五条第二十五項第二号」に改め、同条第十項中「附則第十五条第二十六項第三号」を「附則第十五条第二十五項第三号」に改め、同条第十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同条第十二項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条第十三項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同条に次の二項を加える。

14 法附則第十五条第四十二項の条例で定める割合は、三分の一とする。

15 法附則第十五条第四十三項の条例で定める割合は、四分の三とする。

第二十五条の二に次の一項を加える。

2 法附則第十五条の九の三第一項の条例で定める割合は、三分の一とする。

第三十四条第一号二中「及び」を「」に改め、「三輪のもの」の下に「及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第十九項中「附則第七条第十三項」を「附則第七条第十七項」に改める。

附則第三十七項中「平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改める。

附則第三十八項及び第三十九項を次のように改める。

38 法附則第三十条第三項の規定の適用の対象となる三輪以上の法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）に対する第三十四条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第二号口中「三千九百円」とあるのは「二千元」と、同号ハ中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」とする。

39 法附則第三十条第四項の規定の適用の対象となる三輪以上のガソリン軽自動車に対する第三十四条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第二号ロ中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号ハ中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」とする。

附則中第四十項から第四十三項までを削り、第四十四項を第四十項とし、第四十五項を第四十一項とし、第四十六項を第四十二項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第一項の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 改正後の第三十四条第一号ニ及び附則第三十七項から第三十九項までの規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正を考慮し長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンションに対する固定資産税の減額に係る割合を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百十七号議案

仙台市印鑑条例の一部を改正する条例

仙台市印鑑条例の一部を改正する条例

第一条 仙台市印鑑条例（昭和五十二年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「印鑑登録証」の下に「又は個人番号カード（利用者証明用電子証明書（有効なものに限る。）が記録されているものに限る。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 印鑑登録者は、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器であつて前条の書類を自動的に交付する機能を有するものを使用して印鑑登録の証明を受けようとするときは、個人番号カード（利用者証明用電子証明書（有効なものに限る。）が記録されているものに限る。）を提示して市長に申請しなければならない。

第十五条に次の一項を加える。

3 この条において「利用者証明用電子証明書」とは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。

第十六条第一項中「申請」の下に「（同項の規定による申請にあつては、印鑑登録証を提示して行うものに限る。）」を加え、同条第二項ただし書中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十七条第一項中「第十五条」を「第十五条第一項及び第二項」に改める。

第二条 仙台市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「個人番号カード（」を削り、「が記録されているものに限る。）を提示して」を「を利用する方法により、」に改める。

附 則

この条例は、令和五年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第十五条第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定及び第十七条第一項の改正規定 公布の日

- 二 第二条の規定 市長が定める日

理 由

印鑑登録の証明の申請は個人番号カードを提示して行うことができることとともに、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正を考慮し民間事業者が設置した通信端末機器を使用して行う印鑑登録の証明の申請は利用者証明用電子証明書を利用する方法により行わなければならないこととする等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百十八号議案

仙台市泉文化創造センター条例の一部を改正する条例

仙台市泉文化創造センター条例の一部を改正する条例

仙台市泉文化創造センター条例（昭和六十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表二の表特別応接室の項中「特別応接室」を「特別会議室」に、「一、九〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表スタジオの項中「二、二〇〇円」を「七五〇円」に改め、別表三の表に備考として次のように加える。

備考 物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の市

長が定める営利の目的に使用する場合（大ホール又は小ホールの使用を伴わない場合に限る。）

の使用料は、この表に定める額の三倍以内において市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表二の表及び三の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に仙台市泉文化創造センターを使用する場合について適用する。

3 改正後の別表二の表及び三の表の規定に係る仙台市泉文化創造センターの使用のため必要な手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

理 由

特別応接室及びスタジオの使用料を改定し、特別応接室の名称を特別会議室に変更するとともに、市民ギャラリーを営利の目的に使用する場合の使用料を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百十九号議案

仙台市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

仙台市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

仙台市空家等の適切な管理に関する条例（平成二十五年仙台市条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第九条第一項中「第十四条第三項」を「第二十二条第三項」に改める。

附則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百一十号議案

仙台市旅館業法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市旅館業法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市旅館業法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十四号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項及び第九条中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第十一条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第十三条第二号中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

旅館業法の改正を考慮し事業の譲渡に伴う旅館業を営む者の地位の承継に係る承認に関し必要な事項を定めるとともに旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を徴収する事務に当該承認の申請に対する審査を加える等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百一十一号議案

仙台市都市公園条例の一部を改正する条例

仙台市都市公園条例の一部を改正する条例

仙台市都市公園条例（昭和四十年仙台市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「第六項」を「第七項」に改める。

別表第七野球場の項中「七北田公園」を「七北田公園
高砂中央公園」に改める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、第二条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

高砂中央公園の野球場の使用料を定めるとともに、滞在快適性等向上公園施設を設ける場合における公園施設の設置基準の特例を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十二号議案

仙台市火災予防条例の一部を改正する条例

仙台市火災予防条例の一部を改正する条例

仙台市火災予防条例（昭和四十八年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「き裂し」を「亀裂し」に改める。

第十三条第一項第三号の二中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第十五条第一項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が十キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が十キロワット時を超え二十キロワット時以下のものであつて出火防止措置が講じられたものとして消防局長が定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台土に設けなければならない。

第十五条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第五号中「変電設備」とあるのは、「蓄電池設備」と読み替えるものとする。第十五条第三項を次のように改める。

3 第一項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、延焼防止措置が講じられたものとして消防局長が定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式ものを除く。）にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第十五条第四項中「前項」を「第一項及び前項」に、「第二項並びにこの条第一項」を「第十三条の二第一項第四号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第一項第五号中「変電設備」とあるのは、「蓄電池設備」と読み替えるものとする。

第五十六条第十三号中「蓄電池設備」の下に「（蓄電池容量が二十キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備（改正後の第十五条第一項に規定する蓄電池設備をいい、附則第四項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現在設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、改正後の第十三条第一項第三号の二（第十条の三第

一項及び第三項、第十三条第三項並びに第十四条第二項及び第三項並びに改正後の第十五条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備のうち、改正後の第五条第一項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 改正後の第十五条第一項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い蓄電池設備の範囲並びに位置、構造及び管理の基準を改める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 123 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立長町中学校校舎等増改築工事
- 2 工事施行場所 仙台市太白区鹿野一丁目15番 8，鹿野二丁目50番 6，50番 7
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 2,252,800,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区荒巻本沢二丁目18番 1 号
深松組・阿部和工務店・仙建工業共同企業体
構成員 仙台市青葉区荒巻本沢二丁目18番 1 号
株式会社深松組
構成員 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号
株式会社阿部和工務店
構成員 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番13号
仙建工業株式会社

第 124 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立片平丁小学校校舎及びプール並びに仙台市片平児童館増改築工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区片平一丁目74番
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,940,400,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区立町27番21号
橋本店・仙建工業・仙台土木建築工業共同企業体
構成員 仙台市青葉区立町27番21号
株式会社橋本店
構成員 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番13号
仙建工業株式会社
構成員 仙台市宮城野区小田原一丁目 5 番12号
仙台土木建築工業株式会社

第 125 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立中山小学校校舎等増改築工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区滝道10番307, 中山一丁目1番702
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,733,600,000円
- 5 契約の相手方 仙台市宮城野区幸町二丁目23番1号
中城建設・深松組・赤坂建設共同企業体
構成員 仙台市宮城野区幸町二丁目23番1号
中城建設株式会社
構成員 仙台市青葉区荒巻本沢二丁目18番1号
株式会社深松組
構成員 仙台市泉区上谷刈字赤坂9番地の2
赤坂建設株式会社

第 126 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立西中田小学校校舎及び屋内運動場長寿命化改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市太白区西中田七丁目 7 番 1, 7 番 2, 7 番 3
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 593,890,000円
- 5 契約の相手方 仙台市宮城野区小田原一丁目 5 番12号
仙台土木建築工業株式会社

第 127 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙名城跡本丸北西及び酉門石垣復旧工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区川内地内
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 金 442,476,100円
- 5 契約の相手方 東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社

第 128 号議案

字の区域の変更に関する件

本市の字の区域を次のとおり変更することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

1 県営日向地区土地改良事業施行地区内について行うもの

区域を変更する 字 名	左 の 区 域 に 編 入 さ れ る 区 域	
	字 名	地 番
大倉字宇治沢	大倉字上原	2に隣接する水路である公有地の全部
	大倉字沢口	1の1, 3の1及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の全部並びに大倉字東上原3, 4に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	大倉字東上原	1の一部, 2から4まで, 5の一部, 6, 7及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	大倉字丸森	2の一部, 3, 4の1, 5の1, 6の2, 6の3, 7の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	大倉字山根	5, 6の2, 8の2
大倉字上原	大倉字東上原	5の一部
	大倉字向前原	15, 16の一部に隣接する道路, 水路である公有地の全部
大倉字水口	大倉字上原	5の一部
	大倉字熊坂	1, 2, 3の1, 4の1, 5の1及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに6の1の一部に隣接する水路である公有地の全部
	大倉字東上原	1の一部, 5の一部
	大倉字丸森	1, 2の一部, 7の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	大倉字向前原	2の一部, 3, 4の一部, 5の一部, 6の1の一部, 9の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部並びに大倉字上原5の一部に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	大倉字山根	24の2及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部

大倉字向前原	大倉字上原	15の2, 15の4, 17の1, 17の2, 17の5
	大倉字水口	1の1の一部に隣接する水路である公有地の一部
大倉字薬師	大倉字水口	5の2

備考 地番は令和5年6月9日現在のもの

2 県営日向地区土地改良事業施行地区隣接地について行うもの

区域を変更する 字 名	左の区域に編入される区域	
	字 名	地 番
大倉字上原	大倉字向前原	11の5及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部

備考 地番は令和5年6月9日現在のもの

第 129 号議案

市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を求め
る。

路 線 名	起 終 点
北 根 一 丁 目 2 号 線	仙台市青葉区北根一丁目269番 同 205番13
新 大 倉 大 橋 線	仙台市青葉区大倉字大葉羅下15番 同 大倉字赤岩20番1
銀 杏 町 11 号 線	仙台市宮城野区銀杏町47番2 同 902番
中 田 二 軒 橋 10 号 線	仙台市太白区中田町字二軒橋17番1 同 17番49
四 郎 丸 落 合 6 号 線	仙台市太白区四郎丸字落合109番4 同 104番5
四 郎 丸 落 合 7 号 線	仙台市太白区四郎丸字落合117番28 同 115番1

第 130 号議案

仙台市教育委員会の委員の任命に関する件

仙台市教育委員会の委員梅田真理は令和 5 年 9 月 30 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、長谷川真里

第 131 号議案

仙台市人事委員会の委員の選任に関する件

仙台市人事委員会の委員芳賀洋一は令和 5 年10月 1 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、芳賀洋一

第 132 号議案

人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、前田誓也、村尾宏美、小松昌子、木村き代及び眞山隆宏